

# <記載例> 転勤等で新勤務先で特別徴収を継続する場合

\*上段を前の勤務先で記入し、新勤務先へ回付した後、下段を新勤務先にて記入し、市役所に提出してください。

給与支払報告 特別徴収		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
行田市長 宛 令和 N 年 9 月 1 日提出		※市町村処理欄 特別徴収義務者指定番号 宛名番号		12345678 13579024		※市町村ごとに異なります	
住所(居所)又は所在地 〒 361-8601 行田市本丸2-5		フリガナ ミズシロカブシキカイシャ キョウダシテン		氏名又は名称 水城株式会社 行田支店		代表者の職氏名 行田 太郎	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		特別徴収税額(年税額) (ア) 円 140,000		徴収済額 (イ) 円 6 月から 9 月まで 8 月まで 5 月まで 35,600		未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 円 104,400	
氏名 忍 二郎 (旧姓)		生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		1 月 1 日現在の住所 行田市本丸10-20 給与の支払を受けなくなった後の住所 同上	
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須)		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円		控除社会保険料額 円	
徴収予定 徴収予定月 日 徴収予定額 円 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円		相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(でない)		8 月末で退職する給与所得者が、9 月末から新しい会社で特別徴収する場合。 新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。	
転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		〒 361-0032 行田市本丸2-5 フリガナ ギョウダユウゲンカイシャ 氏名又は名称 行田有限会社 代表者の職氏名 蓮 花子		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 人事課 給与係 蓮 一郎 電話 048-556-2222 (内線 234)		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	

法人の場合は、「国税庁法人番号公表サイト」に公表されている法人番号を記載してください。  
 個人事業主の場合は、個人番号の記載は省

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載ある番号を記載してください。

給与所得者の個人番号を除き、転勤前の勤務先にて記入してください。

転勤前の勤務先ではなく、新勤務先にて記入してください。

新勤務先へ回付した後、新勤務先にて記入してください。

【提出先】 〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部 税務課 市民税担当